

生活保護法の一部を改正する法律及び生活困窮者 自立支援法に関する指定都市市長会アピール（案）

今般、生活保護法の一部を改正する法律及び生活困窮者自立支援法が成立した。これらの法案は、これまで指定都市市長会が政策提言を行ってきたものであり、その成立は、指定都市にとって、生活保護の適正実施や、生活保護受給者及び生活保護に至る前の段階の生活困窮者への自立支援を進める上で、大きな一歩である。

しかしながら、生活保護制度の抜本的改革については、生活保護費の全額国庫負担、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、年金制度と整合する生活保障制度の創設及び貧困ビジネスの規制など、指定都市にとって重要な課題であるにも関わらず、十分な検討がなされていない事項が残っている。

国は、これらの重要事項について、結論を先送りすることなく、確実に検討を進めるべきである。

また、改正後の生活保護法及び生活困窮者自立支援法の制度の具体化に当たっては、指定都市の意見を十分に反映すべきである。

さらに、指定都市が、生活保護の適正実施や、生活保護受給者及び生活保護に至る前の段階の生活困窮者への自立支援を、実効的かつ持続的に実施していくため、国は、責任をもって、必要十分な予算を確保しなければならない。

平成 2 5 年 1 2 月 日
指 定 都 市 市 長 会